

再入国許可について

(2020年12月4日現在の HIKOREA ホームページ該当部分仮訳)

・(コロナ19関連) 再入国許可申請義務化案内

・再入国許可申請について (再入国許可を取得せずに出国した場合、外国人登録が抹消されます)

対象:登録外国人のうち、2020年6月1日以降に出国し、再入国しようとする人

※ 但し、以下の①、②に該当する者は、再入国許可を受けずに出国し、再入国可能

① 外交(A-1)、公務(A-2)、協定(A-3)及び在外同胞(F-4)在留資格所持者

② 難民旅行証明書で出入国する難民認定者

申請:空港や港を含む全国の出入国・外国人庁(事務所、出張所)

※ 6月の1か月間は、在留地管轄の出入国・外国人庁(事務所、出張所)で訪問予約なしで申請可能

※ 空港や港では、出国当日にも事前予約なしで申請可能

提出書類:パスポート、外国人登録証、許可申請書、再入国時の診断書の所持及び提出同意書、事由書

※ 企業、取材、学術目的の出張特例者は出張目的疎明書類の提出時に「診断免除書」を発給

・再入国者の診断書の所持及び提出義務(診断書未所持者の搭乗と入国不許可)

対象:2020年6月1日以降、再入国許可を受けて出国し、再入国しようとする登録外国人

※ 但し、以下の①、②、③に該当する者は診断書を所持及び提出する必要はない。

① 外交(A-1)、公務(A-2)、協定(A-3)及び、在外同胞(F-4)資格所持者、②公館 (注:在日本韓国大使館・総領事館) 発給の「隔離免除書」所持者

③ 企業、取材、学術目的の出張者で「診断免除書」所持者

義務事項:現地出発日の2日(休日を除く)以内(但し、やむを得ない場合は3日(休日を除く)以内)に現地医療機関が発行した診断書を搭乗時に提示し、入国審査時に提出しなければならない。

<診断書に関する留意事項>

● 現地公認の医療機関が韓国語または英文で発行した診断書の提出が原則。但し、やむを得ない場合は現地の言語で発行された診断書に韓国語または英文の翻訳文、翻訳確認書を添付して提出することができる。(翻訳公証は不要)

● 発熱、咳、寒気、頭痛、呼吸困難、筋肉痛、肺炎症状(X線の撮影不要)の有無及び検査日時、検査者が必ず記載されていなければならない(陰性判定(Test Negative)かどうか)が必ずしも記載されている必要はない)

※ 「陰性判定」事実が記載された診断書も有効な診断書として認める。